

キーワード検索

検索

すべて ページ PDF

ページID検索

検索

[暮らし・手続き](#)

[健康・福祉](#)

[子育て・教育](#)

[産業・しごと](#)

[町政情報](#)

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [暮らし・手続き](#) > [環境・衛生](#) > [ペット・動物愛護](#) > ペット・動物

ペット・動物

ページID : 0000131

更新日 : 2023年1月24日更新

重要なお知らせ

2023年8月18日更新

[ハブクラゲ等の海洋危険生物に注意!](#) (生活環境安全課)

[重要なお知らせの一覧](#)

- [死亡した野鳥を見つけたら\[PDFファイル/447KB\]](#)
- [動物の遺棄・虐待は犯罪です\[PDFファイル/106KB\]](#)
- [与那原町さくらねご事業を実施しております\[PDFファイル/310KB\]](#)
- [どうぶつといっしょにくらそう \(環境省\) \[PDFファイル/2.53MB\]](#)

[見つからないときは](#)

[よくある質問と回答](#)

与那原町さくらねご事業について

与那原町ではさくらねご事業を実施しております。

さくらねご事業とは・・・

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア 団体等と連携して TNR 事業を行います。「さくらねご無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねごTNR (Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印 として耳先をさくらの花びらのようにV 字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねご」として一代限りの命を全うさせ、飼い主 のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

どうぶつ基金HP : <http://www.doubutukikin.or.jp/> <外部リンク>

犬の登録について

生後3ヶ月以上の犬の所有者は、所在地の市町村に犬の登録を申請する必要があります。登録をしたら鑑札が交付されますので、首輪等につけておいてください。

登録については飼い始めてから30日以内に登録することとなっておりますが、生後間もない子犬については、産まれてから90日を経過してからの登録となります。

登録をしておけば飼い犬が保護された際に確認もしやすくなります。また所在地等、犬の登録事項に変更が生じた場合も届け出てください。

狂犬病予防接種について

狂犬病は犬だけでなく、人や他の動物にも感染し、また発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。

生後3ヶ月以上の犬は毎年1回狂犬病予防接種を受けることが義務となっており、接種後は先の鑑札と同様に注射済票を首輪等につけておかなければなりません

町では毎年5月頃に狂犬病予防注射の集合接種を行っており、飼い犬の登録をなさっている方については、当課より案内通知を発送しております。集合接種以外に動物病院でも接種することが可能ですので、犬を飼っていらっしゃる方は忘れずに予防接種をお願いいたします。

飼い主のマナー

飼い主にとっては可愛いペットも、人によっては怖い存在である場合もあります。他者に害を及ぼさないようきちんとけい留するとともに、周囲に迷惑とならないようしつけや清掃を行ってください。

また散歩の時などは放し飼いにせず、きちんとリードにつないで飼い主の方がコントロールするとともに、散歩の途中でした排泄物は責任を持って持ち帰ってください。

ハブ対策等について

本県には猛毒を持つハブが生息し、年間100件前後の咬症被害があり、町内でも平成10年から平成19年の10年間に3件の咬症被害が発生しています。ハブ咬症についての注意を喚起するとともに草刈り、餌となるネズミの駆除の環境整備を行い、ハブが生息・侵入しにくい環境を心掛けましょう。ハブが持つ毒は強力で危険なものですが、身近にヘビがいたとしてもすべてがハブだというわけではありません。

ハブの主な特徴としては、

1. 大部分のハブの背中中、黄色地に黒のかすり模様（白色地の銀ハブもいます）で、成体の場合、全長が1.5m以上あります。
2. 頭部は細かいたくさんウロコでおおわれており、そのほかのヘビは大きなうろこです。また胴体のウロコもハブ類は20列以上あります。これらの特徴は抜け殻でも判別できます。

身近でヘビを見かけた場合はハブかどうかを確認し、ハブであれば110番し、警察が来るまで見張っててください。また逃げてしまったりした場合には、当課ではハブ捕獲器の設置や貸し出しを行っています。

害虫駆除について

町では害虫駆除についての指導等を行っていますが、自宅や敷地内の清掃を行わなかったりした場合、空き缶等の容器に水がたまり伝染病を媒介する蚊、ハエやゴキブリなどの衛生害虫が発生しますので、清掃を行うなど普段から害虫発生の防止に努めてください。

犬や猫の死骸処理

町内の道路上や住宅の周囲などで放置されたままの犬や猫などの死骸を見つけた場合は、農水環境安全課環境係へご相談ください。

発見場所が「国道」及び「県道」の場合は、直接下記の管理者までご連絡して下さい。

- 国道：南部国道事務所（電話：098-861-2336）
- 県道：南部土木事務所（電話：098-866-1129）

なお、ご家庭で飼われているペットが亡くなった際の引取りや処分は行っておりませんので、ペット葬儀社へご相談するなど、責任を持って最後まで見届けてください。

※個人の土地（私有地）に野良犬や野良猫等の死骸がある場合はその土地の管理責任として、土地の所有者等が処理しなければなりません。対応については生活環境安全課環境係までご相談ください。

このページに関するお問い合わせ先

[本庁](#) [生活環境安全課](#)（代表）

Tel：945-4688

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

[ツイート](#) [いいね!](#) [シェアする](#) [LINEで送る](#)

[ホームページについて](#) | [個人情報の取り扱いについて](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [サイトマップ](#)



与那原町
Yonabaru Town

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
電話番号：098-945-2201（代表）
Fax：098-946-6074

開庁日：月曜日から金曜日（祝日を除く）
開庁時間：午前8時30分～12時00分まで、午後1時00分～5時15分まで

[アクセス](#)

[お問い合わせ](#)

